

須賀川市公告第 18 号

須賀川市内部情報系システム導入等業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 3 年 2 月 2 日

須賀川市長 橋 本 克 也

1 業務名

須賀川市内部情報系システム導入等業務

2 業務内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大で、行政手続のオンライン化やテレワークなどへの対応が求められていることから、新しい生活様式や働き方改革に対応することを目的とし、下記システムを導入する。導入にあたり、本プロポーザルにより、本市の運用に必要な機能を十分に備えた高品質のシステムを提供し、運用面においても信頼性の高い事業者を選定し本業務の目的達成を目指す。

ア 文書管理システム

イ 財務会計システム

ウ 庶務事務システム

エ 人事給与システム

オ 電子決裁

(2) 履行期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで

3 提案上限額

(1) システム構築費用 198,000 千円

(2) システム運用保守費用

ア 年額 20,000 千円

イ 5年間合計 100,000 千円

4 問い合わせ先・手続先

〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135

須賀川市総務部行政管理課 担当：渡邊・鈴木

電話：0248-88-9114（直通）

電子メール：joho@city.sukagawa.fukushima.jp

須賀川市公式ホームページURL：<https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>

5 参加要件

本プロポーザルに参加できる事業者は、本提案募集の内容を十分に遂行できるものであり、実施要領の配付の日から提案書提出日までの期間で次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、必要に応じて本市から確認書類の提出を求められることがある。

(1) 令和元・2年度須賀川市競争入札参加資格者名簿において、「物品（販売業）」の区分に登録されている者

(2) 受注候補者を決定する日までに、須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱（平成21年4月1日制定）及び須賀川市の締結する契約等に係る暴力団等排除措置要綱（平成22年7月1日制定）の規定による入札参加資格制限等の措置を受けていない者

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は受注者を決定する前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

エ 会社法施行前に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者

オ 納めるべき税金を滞納している者

(4) 企業の情報セキュリティマネジメントシステムが、国際標準規格である「ISO/IEC27001」に準拠していることを証明するISMS適合性評価制度の認定を受けている者

(5) 福島県内自治体又は本市と人口規模が同程度以上ある自治体において、上記2の(1)から(5)を統合したシステムの構築についての納入実績がある者

6 参加表明書等の交付方法

「参加表明書」、「企画提案書」など、プロポーザルへ参加するために必要となる書類及び、「実施要領」、「基本仕様書」は、須賀川市公式ホームページへ公開するのでダウンロードすること。

7 参加表明書等の提出手続

- (1) 提出期間 令和3年2月2日（火）から令和3年2月12日（金）まで
- (2) 提出先 須賀川市総務部行政管理課情報推進係
- (3) 提出方法 簡易書留郵便など、配達完了の確認が取れる方法による郵送で提出すること。

ただし、須賀川市内に本店又は営業所（支店）を有する者に限って、持参して提出することができることとし、この場合の受付は、受付期間内の開庁日午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵便事故等について市はその責めを負わない。

- (4) 資格審査 提出された参加表明書等について、参加資格審査結果を令和3年2月16日（火）までに通知する。

8 企画提案書等の提出手続

- (1) 提出期間 令和3年2月2日（火）から令和3年3月5日（金）まで
- (2) 提出先 須賀川市総務部行政管理課情報推進係
- (3) 提出方法 簡易書留郵便など、配達完了の確認が取れる方法による郵送で提出すること。

ただし、須賀川市内に本店又は営業所（支店）を有する者に限って、持参して提出することができることとし、この場合の受付は、受付期間内の開庁日午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵便事故等について市はその責めを負わない。

9 審査方法等

審査及び評価は、本市に設置する「須賀川市内部情報系システム導入等業務に関する提案事業者審査委員会」（以下、「審査会」という。）において、一次審査及び二次審査により行う。なお、評価項目は提案内容評価要領に掲げるものとする。

(1) 一次審査

一次審査は書類審査とし、期日までに提出された企画提案書、機能要件一覧表、見積書等を提案内容評価要領に基づき評価し、評価点の高い上位2者を二次審査対象事業者として選定する。また、企画提案書等の提出が2者を超えない場合は、すべての企画提案をもって二次審査を行う。

(2) 二次審査

二次審査は提出した企画提案書の内容について、オンライン形式によるプレゼンテーションとし、提案内容評価要領に基づき評価する。

ア 実施日：令和3年3月17日（水）

※開始時間等については、一次審査結果通知と併せて通知する。

イ 配分時間：提案説明 30 分、質疑応答 60 分

ウ 順 番：企画提案書の受付先着順とする。

エ その他：使用アプリケーションは、Microsoft Teams とする。

(3) 受注候補者の選定

一次審査及び二次審査の評価結果に基づき、本業務を最も的確に遂行できると判断される事業者を受注候補者として選定する。

10 その他

詳細は、須賀川市内部情報系システム導入等業務に係る公募型プロポーザル実施要領による。